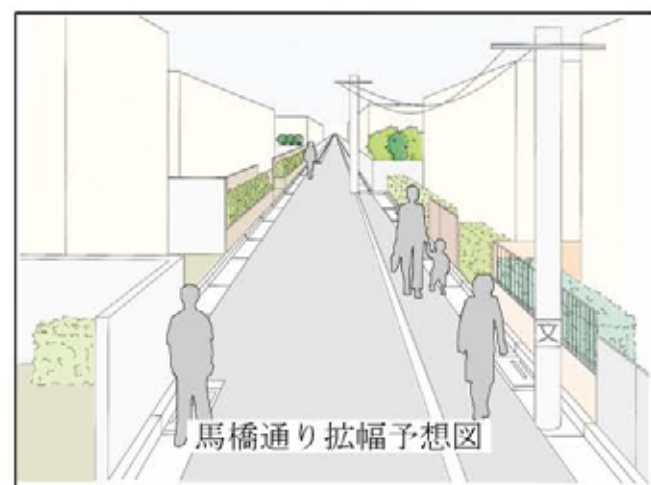


杉六小 よう壁工事のお知らせ

区では、阿佐谷南・高円寺南地区の安全性・防災性を高めるために「阿佐谷南・高円寺南地区防災まちづくり計画」の中で、馬橋通りの青梅街道～杉並第六小学校までの区間を「優先整備路線」と位置づけ、可能な部分から幅員6.5m（東京消防庁が示した、震災時にも緊急車両が通行可能な道路幅員）へと拡幅する計画を立てています。

今年度は杉並第六小学校が接している部分について、よう壁工事を行い道路拡幅を実施する予定です。

工事の前には、工事説明会を開催し、よう壁工事や校庭整備、樹木移植など具体的な内容を説明し、進めてまいります。



公園用地を探しています！

阿佐谷南・高円寺南地区は、杉並区の中でも、1人あたりの公園面積が極めて少ない状況にあります。そのため区では、地区内にバランスよくオープンスペース（公園・広場など）を整備していきたいと考えています。

オープンスペースは、災害時には一時避難や集合場所となるよう、平常時には憩いの場となるような公園や広場にしたいと考えています。

土地の売却や転居等をお考えの方は、是非、区までご連絡ください。



公園整備の事例
(天沼三丁目もえぎ公園)

【お問い合わせ先】

杉並区都市整備部まちづくり推進課 まちづくり調整係 担当 三浦、木村
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
TEL 03-3312-2111 内線3365 FAX 03-3312-2907

阿佐谷南・高円寺南地区

防災まちづくりニュース

No. 9



発行日：平成24年5月

編集・発行：杉並区都市整備部まちづくり推進課

TEL:03-3312-2111 (内線) 3365



不燃化助成制度がはじまりました！

東日本大震災を受け、東京都が「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しを行うなど、改めて防災に対する関心が高まっています。

杉並区では、この4月より、災害時の避難路の確保や迅速な消火・救援・救助活動のために、震災救援所周辺等^(※)において、耐火性能の高い建築物を建築する方に建築資金の一部を助成する制度を始めました。

阿佐谷南・高円寺南地区は「住宅市街地総合整備事業整備地区」となっているため、地区全域が助成対象区域となっています。

建築物を建築（増改築含む）する際に、ぜひご活用ください！

対象区域

阿佐谷南・高円寺南地区全域



対象建築物・助成額

耐火建築物を建築（増改築含む）する場合、250万円を助成します。

助成対象者

- ・対象区域内で建築する建築主
- ・住民税を滞納していないこと（企業の場合は、法人住民税を滞納していないこと）

詳しくは区役所 まちづくり調整係にお尋ねください！

(※) 参考：震災救援所周辺等

(1) 震災救援所（区立小中学校）の敷地境界線から10mの区域

(2) 区が指定する緊急道路障害物除去路線の道路境界線から10mの区域

(3) 住宅市街地総合整備事業整備地区（←阿佐谷南・高円寺南地区のことです）

建替え・改修などの際に活用いただける助成制度のご紹介

表面でご紹介した助成制度以外にも、建築物の建替えや改修にあたりご活用いただける各種助成制度があります。
今回は、どのような助成制度があるのかをご紹介します！

助成を受けるための個別の要件や助成内容の詳細につきましては、「お問い合わせ先」にご確認ください。

制度など名称	制度の概要	助成内容（概要）	お問い合わせ先
建替え助成 （※重点整備地域内の方のみ）	・木造賃貸住宅 または ・老朽住宅 （木造15年以上・鉄骨造23年以上・鉄筋コンクリート造31年以上） 上記いずれかの条件を満たす建物の建替えの際に助成する	・現在建っている建物の取り壊し、整地にかかる費用の一部を助成 ・建築設計費（工事監理費含む）の一部を助成 ・共同住宅の共同利用部分にかかる工事費用の一部を助成	区 まちづくり推進課
建物の耐震性の簡易診断	昭和56年5月以前に建てられた建物について、木造耐震診断士が建物の耐震性を大まかに評価する	建物の耐震性についての調査結果から、さらに精密な診断や補強が必要かどうかを診断する（無料）	区 建築課
木造住宅等耐震改修助成 マンションなどの木造以外の建物の耐震改修助成	区の耐震診断（精密診断）を受けた方又は区の助成を受けて耐震診断（精密診断）を受けた方で、昭和56年5月以前に建てられた建物について耐震改修を行う場合に、補強工事費の一部を助成する	耐震改修に要した費用の一部を助成	区 建築課
住宅用太陽エネルギー利用機器導入助成	太陽エネルギー利用機器（3種類）の設置について助成する	各機器につき助成限度額まで、もしくは定額を一回助成	区 環境課 地域エネルギー対策担当
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援事業 （※青梅街道沿いの方のみ）	特定緊急輸送道路（区内7路線）※に敷地が接していて、昭和56年5月以前に建築された建物で、道路の幅員の概ね1/2以上の高さがある建築物について、耐震診断等の費用の一部を助成する	・耐震診断（平成26年3月まで） 【実際に要する費用】【助成対象基準額】どちらか低い額の100%を助成 ・補強設計（平成27年3月まで） ・耐震改修等（平成28年3月まで） 補強設計や改修に要した費用の一部を助成	区 建築課
住宅の耐震改修による税制優遇	1) 所得税額の特別控除（平成25年12月31日まで） 2) 固定資産税額の低減	*区の助成を受けたものは建築課で証明書を発行しています	杉並・荻窪各税務署 杉並都税事務所
ブロック塀等撤去にあわせた接道部緑化助成	幅員4m以上の道路沿いに生垣などをつくるときに、緑化費用の一部を助成（緑化する部分のブロック塀撤去費用も助成）する	・樹木費、植え付け費など直接緑化に要する費用を助成 ・緑化を目的とする部分の既存塀を取り壊す費用を助成	区 みどり公園課
狭あい道路拡幅整備事業	建築基準法第42条第2項で定められる道路に面した建物の建替えや増改築を行う際、建築主や関係権利者の承認を前提に、建物や門、塀等の後退により、道路を拡幅整備する	・後退部分にある門や塀などの撤去費用の一部を助成 ・後退した部分や隅切り部分は区が舗装・整備	区 道路区域整備担当
不燃化促進住宅	自己居住用住宅を耐火建築物・準耐火建築物に建て替える工事期間中に利用可能な区の所有する住宅（有料）を貸し出す	住戸タイプ 2DKタイプ・3DKタイプ有（付属駐車場有）	区 まちづくり推進課

※7路線…新青梅街道・青梅街道・井ノ頭通り・甲州街道・環状七号線・環状八号線・首都高速四号線

阿佐谷南・高円寺南地区



■「災害に強い防災まちづくり」パネル展を開催します■

区の防災まちづくり事業や助成制度の内容などをわかりやすく紹介するパネル展を下記の日程で実施します。
ぜひ、お越しください！

【日時】 5月21日（月）～25日（金） 午前9時～午後5時
【場所】 区役所 中棟 1階ロビー
【お問い合わせ先】 まちづくり推進課まちづくり調整係

パネル展開催期間中、毎日午後1時～午後4時まで
建築無料相談会もあわせて実施します。